

国立大学法人富山大学客員教授等規則

平成 17 年 10 月 1 日制定 平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正 平成 22 年 7 月 20 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正 平成 30 年 3 月 15 日改正
平成 31 年 1 月 29 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における客員教授、客員准教授、客員講師、客員助教、特任教授及び教職特任教授（以下「客員教授等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(称号)

第 2 条 学長は、特に優れた知識、技術及び経験を有し、本学の教育研究の充実発展に特に資すると認められる者に、次に掲げる称号を付与することができる。

- (1) 客員教授 本学の教授と同等以上の資格があると認められる者
- (2) 客員准教授 本学の准教授と同等以上の資格があると認められる者
- (3) 客員講師 本学の講師と同等以上の資格があると認められる者
- (4) 客員助教 本学の助教と同等以上の資格があると認められる者
- (5) 特任教授 本学の教授と同等以上の資格があると認められる者のうち、研究業績等が特に顕著な者
- (6) 教職特任教授 本学の教授と同等以上の資格があると認められる者のうち、教職課程の充実に向け全学的な取組に従事する、教育現場での豊富な経験のある者

(条件)

第 3 条 客員教授等は、常時勤務の教育職員以外の職員又は寄附講座、寄附研究部門若しくは共同研究講座に所属する職員で、引き続き 3 月以上専攻分野について教育又は研究に従事する者とする。

(選考)

第 4 条 客員教授等の選考は、学長が行う。ただし、部局等に所属する第 3 条の職員の選考を行うに当たっては、学長は教授会（これに準ずる委員会を含む。）の意見を聴くものとする。

(通知)

第 5 条 客員教授等の称号を付与するときは、文書にその旨を明記して本人に通知するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に国立大学法人富山大学客員教授及び客員助教授規則又は国立大学法人富山医科薬科大学客員教授等選考基準により選考された者は、この規則により選考されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

参 考

氏 名

富山大学（客員教授・客員准教授・客員講師・客員助教・特任教授・
教職特任教授）の称号を付与する

期間は平成 年 月 日までとする

平成 年 月 日

富山大学長 ○ ○ ○ ○